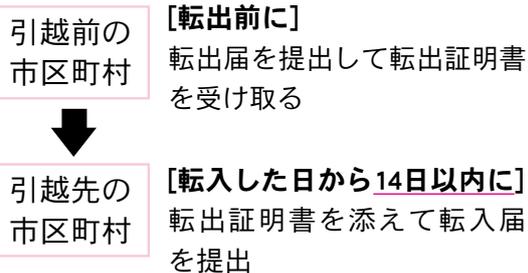


引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、行政サービスや、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。



●他の市区町村に転出・転入される場合



●同一の市区町村内で転居される場合

牛久市	[転居した日から14日以内に] 転居届を提出
-----	---------------------------

●転入・転居の際は

- ◆マイナンバーの「通知カード」
 - ◆「マイナンバーカード(個人番号カード)」
 - ◆「住民基本台帳カード」
- の記載事項変更が必要です。



通知カード

マイナンバーカード
(個人番号カード)

これらのカードをお持ちください。

問 総合窓口課 ☎内線1622・1623・1625

市税などの納め忘れはありませんか？

問 収納課 ☎内線1061

市税は、子育て・教育・まちづくりなど、皆さんの暮らしに結びつくサービスを行うための大切な財源です。市では、税の公平性と財源の確保に努めており、滞納されている税の徴収に全力で取り組んでいます。

あなたが市税などを滞納してしまうと…

もし、定められた納期限までに納税していただけなかった場合には、督促状が發送されます。督促状が發送された日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、法律の定めるところにより、銀行や勤務先、取引先などを調査し、財産(給料、売掛金、預貯金、生命保険解約返戻金、電話加入権、不動産など)の差し押さえをすることがあります。

また、納期限の翌日より、延滞金が加算されます。

さらに滞納が続く場合には、茨城租税債権管理機構へ徴収業務を移管する場合があります。

【茨城租税債権管理機構】

県内全市町村で構成する、効率的な滞納整理を行う一部事務組合です。滞納処分を前提に財産調査、財産の差し押さえ、差し押さえ財産の公売などを行います。